

○県・市町の規制に関する提案 5件

報告事項

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管課	所管課の検討結果		
					制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)
1	産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る書類の提出方法の柔軟化(郵送での提出許可)	許可申請に係る書類の提出は、指定の健康福祉センターに持参することが求められているが、非効率であるため、郵送での提出を認めて欲しい。	個人	県廃棄物リサイクル課	従前は書類持参による申請を推奨していたが、現在は申請者の要望に応じて郵送による申請を受け付けている。	現行制度内に対応可能と確認	補正を求める事例が多いことから、申請者の補正負担軽減のため書類持参による申請を推奨しているが、申請者の要望に応じて郵送での受付を継続する。
2	支払調書(個人住民税の給与支払報告書等)の様式統一化	自治体ごとに異なっている給与支払報告書等の様式を統一して欲しい。 自治体ごとに調書の様式が異なるため、業務効率が悪く、ミスも起きやすい。	企業・団体	県市町行財政課	当該様式については地方税法施行規則の中で全国一律の様式として定められているものの、団体によっては独自に項目を追加・削除する等して独自の様式を使用しているところがある。	現行制度内に対応可能と確認	総務省自治税務局においては、同省行政評価局から本提案と同趣旨の意見を受け、総括表の取扱件数が多いと思われる地方団体に対し行った調査結果を取り入れて法定様式を改正した。(施行期日令和3年1月1日) 本改正により市町村の実務を踏まえた法定様式となり、また、本来市町村においては法定様式の使用が望ましいことから、県としても県内市町へ本改正についての周知を図っているところである。
3	障害児に対する手当等の届出手続きの改善(届出期間の統一化)	併給が多い障害児に対する手当(障害児福祉手当及び特別児童扶養手当)の現況届出期間が手当によって異なっているため、提出書類はほぼ同じであるにも関わらず手続きごとに役所に行かなければならなくなっている。 このため、種類によって異なっている障害児に対する手当の現況届出期間の統一化を検討して欲しい。 必要書類も別々に郵送されてくるため、統一化が図られれば郵送コストの削減にもつながる。	個人	県障害福祉課	障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の所得状況届の提出期間について、法令上、提出期間は8/12～9/11と同じである。 所得状況届の提出依頼について、県から市町への通知日が異なっている。 所得状況届の市町から県への進達について、障害児福祉手当は、法令の提出期限以降の日付を設定しているが、特別児童扶養手当は、業務量を考慮し、市町から県への進達日を受給者の法令の提出期限以前の日付に設定している。 市町から受給者への提出依頼日及び受給者から市町への提出期限については、各市町が設定している。	対応予定	所得状況届の提出依頼について、県から市町へ同時に通知する。なお、市町に対し、受給者へ同時に通知することを依頼する。 障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の所得状況届の市町から県への進達日については、法令の提出期限後の日付に設定する。受給者の市町への提出期限については、法令通り設定するよう市町へ周知する。
4	強靱な街づくり(公園・道路への兼用調整池の設置容認)	自然災害から街を守るため、開発許可にあたって公園・道路への兼用調整池の設置容認を求める。	静岡県都市開発協会	静岡市	・調整池は、開発区域及びその周辺に溢水等の被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように定められている。 ・本市の開発許可技術基準では、調整池の構造について、ダム式、堀込式、地下式、現地貯留式等が設置できることとなっている。 ・設置・帰属については、都市計画法第32・39条により河川管理者と協議することになっている。	現行制度内に対応可能と確認	開発許可に係る技術的基準や立地基準に基づき、個別具体的な場所における兼用調整池の設置について判断していく。 なお、地下式調整池で兼用とした際は維持管理が困難となるため、調整池の機能管理は開発者等が引き続き行う事となり、市へ帰属することはできない。
5	開発指導及び手続きの規制緩和(開発行為時における地元自治会同意書の提出要件緩和)	「土地利用」「開発行為」申請時における近隣自治会同意書の提出要件の削除を求める。	静岡県都市開発協会	藤枝市	地元自治会長等の同意書は必須書類ではなく同意が得られなくとも事業は実施可能である。また、都市計画法に基づく開発許可においては同意書を求めている。 なお、市内で1,000㎡以上の土地の区画形質の変更及び用途変更を行う場合、周辺における災害防止や良好な自然及び生活環境の保全を目的に事業者に対し藤枝市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業の実施を求めている。 その中で円滑な事業の進捗を目的として、計画段階で事前に周辺住民への周知を実施した旨の確認方法として地元の自治会長等の同意書の添付を求めているが、同意が得られなかった場合には、住民等との協議の経過の報告により同意書の添付に代えることができることとしている。	現行制度内に対応可能と確認	同意書提出の目的は、計画段階で周辺住民へ事業計画の周知をし、事前のトラブル防止や周辺環境の保全を図る事としているため、同意を得られなかったとしても、事業は実施可能であるが、事業計画の周知自体は必ずお願いしている。自治会長等の代表者の同意書の提出が計画の周知状況の確認手段として事業者及び市にとって最もわかりやすい形であると考えている。 本年度他市町(事務処理市町)の状況を調査した結果、本市同様に現在も同意書を求めている市町や、説明会を必須とし、その協議記録の提出を求めている市町など、対応は様々な状況であった。 目的達成のため、どの様な形が最善であるか、事業者などの意見も伺いながら、変更について判断していく予定。